

改正

平成16年 3 月26日規則第 6 号

平成17年 3 月30日規則第 6 号

平成18年 3 月31日規則第10号

平成19年 3 月30日規則第 7 号

平成19年 5 月31日規則第22号

平成21年 3 月30日規則第 3 号

平成21年 6 月24日規則第23号

平成23年10月11日規則第20号

平成27年 3 月31日規則第 2 号

平成28年 3 月29日規則第12号

平成28年 3 月31日規則第25号

境港市介護保険条例施行規則

境港市介護保険条例施行規則（平成12年境港市規則第16号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（軽減の対象額）

第 2 条 条例第 4 条の 2 の規定により保険料を軽減する場合の当該軽減の対象となる保険料額は、当該年度分の保険料額とする。

（軽減の基準）

第 3 条 条例第 4 条の 2 第 1 項の規定に該当する場合の軽減の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該年度における保険料額に当該区分の右欄に掲げる割合を乗じた額（100円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた額）とする。

区分	割合
A 条例第 2 条第 1 号（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第	2 分の 1

39条第1項第1号ロに規定する者を除く。)に該当する者で、賦課期日(当該賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合は当該資格取得日)現在でその者が属する世帯の全ての世帯員の当年(当該賦課期日が属する年をいう。)の収入見込額の合算額及び前年の収入金額の合算額(以下「世帯収入金額」という。)がいずれも60万円(世帯員が2人を超えるときは、超える人数の1人につき175,000円を加えた額)以下のとき。	
B 条例第2条第2号に該当する者で、世帯収入金額がいずれも120万円(世帯員が2人を超えるときは、超える人数の1人につき350,000円を加えた額)以下のとき。	3分の1

(軽減申請書の様式)

第4条 条例第4条の2第2項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(軽減額の決定)

第5条 市長は、条例第4条の2第2項の申請があったときは、申請書類を審査し、適当と認めた場合は軽減額を決定するものとする。

2 市長は、軽減額を決定したとき又は不適当と認めたときは、申請者に対し、様式第2号により通知するものとする。

(軽減の方法)

第6条 軽減額を決定した者に対する軽減の方法は、軽減額決定以後に発行する納入通知書の記載のとおりとする。

(保険料の通知)

第7条 条例第5条に規定する保険料の額の通知は、次の各号による。

- (1) 特別徴収の決定に係る通知は、様式第3号による。
- (2) 特別徴収の変更に係る通知は、様式第4号による。
- (3) 普通徴収の決定に係る通知は、様式第5号による。
- (4) 普通徴収の変更に係る通知は、様式第6号による。
- (5) 仮徴収の決定及び変更に係る通知は、前4号の規定にかかわらず様式第7号による。

(減免の対象額)

第8条 条例第9条第1項の規定により保険料を減免する場合の当該減免の対象となる保険料額は、

同項各号に掲げる事情が発生した日以後に納期の到来する保険料で、当該日の属する月から6月分以内に相当する月割り保険料額とする。

(減免の基準)

第9条 条例第9条第1項の規定により、同項各号に掲げる場合の保険料を減免する基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第9条第1項第1号に該当する場合の減免の額（以下「減免額」という。）は、第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「第1号被保険者等」という。）の財産について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該区分の右欄に掲げる割合の範囲内の額（100円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた額）とする。

区分	割合
A 第1号被保険者等の財産について10分の6以上の被害を受けたとき。	10分の10
B 第1号被保険者等の財産について10分の4以上10分の6未満の被害を受けたとき。	10分の6
C 第1号被保険者等の財産について10分の2以上10分の4未満の被害を受けたとき。	10分の4

(2) 条例第9条第1項第2号から第4号までに該当する場合の減免額は、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）の賦課期日が属する年の所得の見込額が、その前年中の所得に比して、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該区分の右欄に掲げる割合の範囲内の額（100円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた額）とする。

区分	割合
A 生計維持者の所得がなく、著しく生活が困難と認められるとき。	10分の10
B 生計維持者の所得の見込額が、4分の1以下に減少すると認められるとき。	10分の8
C 生計維持者の所得の見込額が、3分の1以下に減少すると認められるとき。	10分の6

D 生計維持者の所得の見込額が、2分の1以下に減少すると認められるとき。	10分の4
--------------------------------------	-------

(減免申請書の様式等)

第10条 第4条から第6条までの規定は、保険料の減免について準用する。この場合において、「条例第4条の2」とあるのは「条例第9条」と、「軽減」とあるのは「減免」と読み替えるものとする。

(保険料の徴収猶予)

第11条 第8条から第10条までの規定は、条例第8条第1項の規定による保険料の徴収猶予について準用する。この場合において、「条例第9条」とあるのは「条例第8条」と、「減免」とあるのは「徴収猶予」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日規則第6号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の(中略)境港市介護保険条例施行規則に基づき作成された様式は、当分の間使用することができる。この場合において、当該様式中「境港市収入役」とあるのは「境港市助役」と読み替えるものとする。

附 則 (平成18年3月31日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の境港市介護保険条例施行規則第3条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日規則第7号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、改正前の（中略）境港市介護保険条例施行規則に基づき作成された様式は、当分の間使用することができる。この場合において、当該様式中「境港市助役」とあるのは、「境港市会計管理者」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年5月31日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の境港市介護保険条例施行規則第3条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月24日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月11日規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定に基づき作成された様式は、当分の間使用することができる。

附 則（平成27年3月31日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の境港市介護保険条例施行規則第3条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第25号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 7 条関係）

様式第 7 号（第 7 条関係）